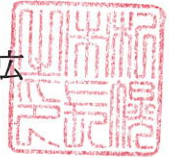


札幌市告示第1813号

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年4月28日

道路管理者 札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



記

1 入札占用指針

- (1) 市道北発寒第8号線西発寒跨線橋下【自動車駐車場等】入札占用指針
- (2) 市道富丘通線富丘通跨線橋下【自動車駐車場等】入札占用指針
- (3) 市道大井線新発寒わらび跨線橋下【自動車駐車場等】入札占用指針

指針の詳細は、各「入札占用指針」のとおり

2 入札占用指針の交付期間、場所

- (1) 交付期間 令和8年4月28日（火曜日）から令和8年5月27日（水曜日）
- (2) 交付場所 札幌市建設局総務部道路管理課
- (3) 交付方法 手交又は下記URLのホームページからダウンロード  
<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/senyo/senyonyusatu.html>